

平成24年度事前分析表

平成 24 年 9 月
金 融 庁

目 次

実績評価における基本政策・施策

I 経済成長の礎となる金融システムの安定

- 1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 3
- 3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応・・・・・・・・ 4

II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

- 1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・・・・・・ 5
- 2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・・・・・・ 7
- 3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備・・・・・・・・ 9

III 公正・透明で活力ある市場の構築

- 1 市場インフラの構築のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 市場機能の強化のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 13
- 4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備・・・・・・・・・・ 15
- 5 市場機能の発揮の基礎となる会計監査に関する制度・環境整備・・・・・・・・ 16

IV 横断的施策

- 1 国際的な政策協議・連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調・・・・・・・・ 19
- 3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 金融行政についての情報発信の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 5 金融経済リテラシー（基礎知識・活用能力）の向上のための環境整備・・・・・・・・ 22

業務支援基盤の整備のための取組み

1 人的資源

(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上 23

2 知的資源

(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用 24

3 その他の業務基盤

(1) 金融行政における情報システムの活用 25

(2) 災害発生時における金融行政の継続確保 27

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策 I - 1)

<p>施策名</p>	<p>金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備</p>		<p>担当課室名</p>		<p>監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局総務課国際室、総務企画局政策課、総務企画局企画課、総務企画局企画信用制度参事官室、検査局総務課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>金融機関の健全性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備、効果的なオフサイトモニタリング(監督・検査)の実施、オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組みを図ることとしている。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>		<p>我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20サミット首脳宣言・行動計画(平成20年11月15日) ・金融・資本市場に係る制度整備について(平成22年1月21日)等</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融機関の健全性が確保されること</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>		<p>平成25年8月</p>	
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>		<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>
<p>事務事業</p>	<p>参考指標</p>		<p>参考指標の選定理由</p>			
<p>1 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備</p>	<p>・各業態の健全性指標 ＜自己資本比率、不良債権比率等＞</p>		<p>・金融機関の健全性を測定するために、各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)を参考指標として選定した。</p>			
<p>2 効果的なオフサイト・モニタリング(監督)の実施</p>	<p>・各業態の健全性指標 ＜自己資本比率、不良債権比率等＞</p>		<p>・金融機関の健全性を測定するために、各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)を参考指標として選定した。</p>			
<p>3 効果的なオンサイト・モニタリング(検査)の実施</p>	<p>・金融検査指摘内容 ・金融検査実施件数</p>		<p>・検査が真に効果的な内容であったのか、また、そもそも検査がどの程度実施されたのかを測定するため、「金融検査指摘内容」及び「金融検査実施件数」を参考指標として選定した。</p>			
<p>4 オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進</p>	<p>・金融検査結果事例集の公表実績</p>		<p>・検査で得られた金融機関にとって有益な情報が、適切に金融機関等に還元されたのかを測定するため、「金融検査結果事例集の公表実績」を参考指標として選定した。</p>			
<p>4 オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進</p>	<p>・各業態の健全性指標 ＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・金融検査評価結果の分布状況</p>		<p>・検査の結果、どの程度金融システムの健全性が確保されたのか、また、どの程度金融機関において適切な管理態勢が構築されたのかを測定するため、「各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞」及び「金融検査評価結果の分布状況」を参考指標として選定した。</p>			
<p>4 オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進</p>	<p>・金融検査指摘内容</p>		<p>・オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進が検査に適切に生かされているのかを測定するため、「金融検査指摘内容」を参考指標として選定した。</p>			

5	金融機能強化法等の適切な運用	・公的資金の返済額				・公的資金の返済は、資本増強を受けた金融機関自らの資本政策に基づく申出によることを基本とするものであるが、返済財源の確保等が適切になされた段階においては預保の3原則(①金融機関の経営の健全性を損わないこと②国民負担を回避すること③金融システムの安定性を損わないこと)に基づいて判断されることとなるため、公的資金の返済額を参考指標として選定した。
6	金融機関の業務継続体制の検証	・金融検査指摘内容				・検査において、金融機関の業務継続体制の検証が適切に行われているかを測定するため、「金融検査指摘内容」を参考指標として選定した。
7	金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み	・情報セキュリティ対策向上の取組みのための情報提供等の実施状況 (・監督指針、検査マニュアルに反映した着眼点の概要 ・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の件数 ・金融分野に係るIT等について金融情報システムセンターと共同して行った調査の概要)				当事務事業の実施内容は、システムリスクの総点検の結果から得られた着眼点の監督指針及び検査マニュアルへの取込み並びに金融機関に対する情報セキュリティ対策の向上に役立つ情報提供等の実施を通じて、各金融機関による情報セキュリティ対策向上の主体的な取組みに繋げようとするものである。このように、本事務事業の達成すべき目標に対する効果は間接的なものであることから、左の内容を参考指標として選定した。
事務事業に関連する予算等の項目		補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	関連する事務事業	項目の概要等
	(参考)レビューシート番号	22年度(百万円)	23年度(百万円)			
	モニタリングシステム関係経費	184 (144)	149	124	2	金融機関への効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施するための支援システムである、金融庁統合モニタリング・分析システム(モニタリングシステム)の運用・保守等を行う業務。
	バーゼルⅡ対応システム関係経費	8 (8)	7	8	2	自己資本比率規制(バーゼルⅡ)において高度なリスク計測手法を採用する場合は、当局の承認が必要。高度な計測手法の承認審査に際しては、銀行が算出するPD(デフォルト確率)など、推計値の根拠となった統計モデル等の検証が不可欠。予算は、この統計モデルについて検証する統計ソフト等の保守にかかる経費。
	金融庁業務支援統合システムへの移行等経費	—	—	6	2	「金融庁業務支援統合システム」の稼働(25年1月予定)に伴う支援対応業務。
	金融機関等検査経費	324 (261)	337	325	3	銀行法第25条、その他法令に基づき、銀行等の金融機関の業務運営情况及び資金内容等を把握するために実施する検査に必要な経費。
	金融検査手法向上経費	4 (1)	4	3	3	金融検査マニュアルの周知のための広報ツール(パンフレット等)開発や翻訳に使用する経費。
	リスク計測参照モデル関係経費	24 (24)	24	22	3	検査において、被検査金融機関のリスク計測手法を実証的に検証するためのシステム保守・運用関係経費。
	金融機能強化法に基づく資本増強の審査等経費	102	102	50	5	金融機能強化法に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。
	金融機能強化法(震災特例)に基づく資本増強の審査等経費	—	—	80	5	金融機能強化法(震災特例)に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策I-2)

施策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備				担当課室名	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。 【根拠】 ・預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感(平成17年4月1日大臣発言) ・主要行等向けの総合的な監督指針 等
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること				政策評価実施予定時期	平成25年8月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
2-1 円滑な破綻処理のための態勢の整備	・アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度	80.9%	23年度	23年度を維持	24年度	・万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、預金保険制度に関する誤解等から無用な混乱を起こさないという観点から、測定指標として選定した。また、23年度が高水準であることから、23年度の水準を維持することを目標とした。
事務事業	測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
2-2 円滑な破綻処理のための態勢の整備	・名寄せデータの精度の維持・向上の状況	・預金取扱金融機関への名寄せ検査を実施することにより、円滑な破綻処理のための態勢整備の充実を図る。		24年度	・万が一、預金取扱金融機関の破綻が生じた場合に、実際に保護される預金の払戻し等を円滑に行うという観点から、測定指標として選定した。	
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由				
1 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備	・各業態の健全性指標 <自己資本比率、不良債権比率等>	・金融システムの健全性を測定するために、各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)を参考指標として選定した。				
2-3 円滑な破綻処理のための態勢の整備	・リそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・名寄せ検査の実施件数	・預金保険法102条に基づく資本増強を行ったりそなグループに対し、経営の健全化のための計画の履行状況報告等を徴求しており、その着実な進捗を確認するという観点から、当該指標を参考指標として選定した。 ・名寄せデータの精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し預金取扱金融機関の検査を行っていることから、当該指標を参考指標として選定した。				
事務事業に関連する 予算等の項目	補正後予算額(執行額)	24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等		
	(参考)レビューシート番号	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)			
金融危機管理経費	2	41 (0)	41	41	2	預金保険法第102条に定める資本増強の措置における優先株式等の引受けにあたり、優先株式の商品性等高度な専門知識を必要とする事項について、外部専門業者に委託するためのもの。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策I-3)

施策名	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応				担当課室名	監督局総務課、監督局総務課監督企画室、総務企画局政策課総合政策室	
施策の概要	システミックリスクの未然防止のため、マクロ経済、金融資本市場の動向をより深く把握した上で、それらが金融機関の健全性等に与える影響について認識を深め、個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握した上で、マクロ・ブルーデンスの視点に基づく行政対応を図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、市場動向等を適格に把握し、マクロ・ブルーデンスの視点に基づく行政対応を実施するなど、システミックリスクの未然防止に努める必要がある。	
達成すべき目標	システミックリスクの未然防止が図られること				政策評価実施予定時期	平成25年8月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-	-	-	-	-	
事務事業	測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-			-	-	
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由					
1 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	各業態の健全性指標 <自己資本比率、不良債権比率等>	金融システムの健全性を測定するために、各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)を参考指標として選定した。					
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等	
-	-	22年度 (百万円)	23年度 (百万円)	-	-	-	

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅱ-1)

<p>施策名</p>	<p>利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>	<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局市場課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしている。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組むこととしている。</p>	<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。 これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日) ・多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定) ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画(平成22年3月30日)</p>			
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p>	<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成25年8月</p>			
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1-1 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p>	<p>・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率 ①ICキャッシュカード対応ATMの割合 ②生体認証機能付ICキャッシュカード対応ATMの割合</p>	<p>①86.4% ②48.0%</p>	<p>平成23年度</p>	<p>基準年度より向上</p>	<p>平成24年度</p>	<p>・利用者保護のために、偽造キャッシュカード等による被害への対策が必要である。被害の防止等のためには、金融機関がキャッシュカードのIC化等のセキュリティ対策を講じることが重要であり、その実施率の向上が望まれるため、測定指標として選定した。</p>
<p>5-1 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応</p>	<p>・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率</p>	<p>74.38%</p>	<p>平成23年度</p>	<p>基準年度より向上</p>	<p>平成24年度</p>	<p>・平成24年度の主な事務事業の内容において、「振り込め詐欺等の被害者の迅速な回復を図るため振り込め詐欺救済法の円滑な運用に取り組む」となっており、実際に振り込め詐欺救済法に基づき、被害者にどの程度返金が進んでいるかを把握・比較する指標として重要であり、また、当該法律の円滑な運用等に取り組むことによって、前年度より返金率が向上していくことが望まれるため、測定指標として選定した。</p>
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>事務事業</p>	<p>参考指標</p>	<p>参考指標の選定理由</p>				
<p>1-2 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p>	<p>・金融業界との意見交換会の開催実績 ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・規制の新設・強化に係る政令・内閣府令や監督指針等の公布・公表後、施行までの日数(金融機関等における対応準備のための期間)</p>	<p>・顧客のニーズに適合した金融サービスの環境整備を円滑に行うためには、金融機関との密な情報共有や金融機関の事務負担・態勢整備への配慮等が必要であるため、金融機関との情報共有の機会である意見交換会の開催や、金融機関等における政令改正等の準備期間の実績を参考指標として選定した。 ・金融機関が法令に違反し、顧客ニーズに適合した金融サービスが提供されていない事例については、必要に応じて行政処分を行い、改善を図るよう求めているため、行政処分の実施状況(内容・件数)を参考指標として選定した。</p>				

2	当局における相談体制の充実	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数>				・金融サービス利用者から受け付けた相談等の件数等を参考指標として考慮し、状況に沿った研修や金融サービス相談員の編成の見直しなど、相談等受付体制の充実を図るため、参考指標として選定した。
3	金融ADR(裁判外紛争解決)制度の着実な実施	・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況<受付件数等> ・指定紛争解決機関の指定及び認定投資者保護団体の認定状況等				・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況(受付件数等)については、実際に利用者が金融ADRを利用した結果であり、当局、金融ADR機関及び金融機関等による周知活動等の効果を反映するため、参考指標として選定した。 ・紛争解決等業務を行う指定紛争解決機関は金融ADR制度の根幹をなす重要な機関であるため、その指定の状況は金融ADR制度の着実な実施及び浸透という面においても重要であるため、参考指標として選定した。 ・認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度であることから、その認定の状況は金融ADR制度の着実な実施及び浸透という面においても重要であるため、参考指標として選定した。
4	多重債務者のための相談等の枠組みの整備	・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況				・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況については、全国の多重債務者身近で相談を受けられる環境にあるかを計るため、参考指標として選定した。 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況(受付件数等)については、実際の多重債務者による多重債務相談窓口の利用状況を計るため、参考指標として選定した。
5-2	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<金額> ・振り込み詐欺被害発生状況・被害額<件数・金額> ・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況<件数・金額> ・無登録業者に対する警告書の発出・公表件数 ・無登録業者等による金商法違反行為に係る裁判所への申立て件数				・測定指標である「振り込み詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率」とともに、被害者がどの程度返金が進んでいるかを把握・比較するため、参考指標として選定した。 ・利用者保護のため、振り込み詐欺等の犯罪を抑止する必要がある。そのためには、不正利用口座の利用停止等を行うことが重要であり、口座の利用停止状況や当庁からの情報提供件数を参考指標として選定した。 ・利用者保護のため、偽造キャッシュカード等による被害への対策が必要であるため、その被害状況を参考指標として選定した。 ・無登録業者等による金商法違反行為に対する対応状況の把握に資するため、裁判所への申立て件数を参考指標として選定した。
事務事業に関連する 予算等の項目		補正後予算額(執行額)		24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		(参考) レビューシ ート番号	22年度 (百万円)			
貸金業務取扱主任者登録に必要な経費	-	9 (6)	5	18	1	貸金業主任者登録を行う際に、申請者の本籍所在地の市区町村及び東京地方検察庁に対し、犯歴照会を行うもの。
障がい者に配慮した取組みに必要な経費	-	0	0	1	1	金融機関が視覚障がい者から意見を直接聞いて、その必要性を明確に認識してもらい、視覚障がい者等に配慮した取組みを推進するよう促すため、金融庁・財務局が意見交換会を主催。
貸金業者情報検索サービス運用経費	6	3 (3)	25	8	2	金融庁ウェブサイトにおいて、貸金業法に基づき登録を受けている財務局・都道府県登録の貸金業者の登録を検索できるサービス。
金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	② (Ⅱ-1- 1)	0.4 (0.03)	0.5	0.5	3	金融トラブル連絡調整協議会の委員である有識者への諸謝金及び旅費等。
改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	② (Ⅱ-1- 1)	9 (11)	9	9	4	改正貸金業法に係る制度の周知並びに多数の多重債務者及び今後多重債務に陥る可能性がある者への周知のための、ポスター等の作成に係る印刷製本費及び発送に係る通信運搬費。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅱ-2)

<p>施策名</p>	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p>		<p>担当課室名</p>		<p>監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、検査局総務課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業の経営改善と事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用の取組みを図ることとしている。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>		<p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。 【根拠】 ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日) ・中小企業金融円滑化法一部改正法案(平成24年3月30日成立、31日公布・施行) ・平成23年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定) ・中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について(平成23年12月27日)等</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成25年8月</p>		
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>2 地域密着型金融の促進</p>	<p>・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価</p>		<p>23年度末</p>	<p>積極的評価の割合が23年度に比べ上昇</p>	<p>24年度末</p>	<p>地域金融機関の利用者等からの評価を把握し、その後の監督対応に活用していくことが重要であることから、地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価を参考指標として選定した。</p>
<p>3 中小企業の経営改善と事業再生支援</p>	<p>・貸出態度判断D. I.</p>		<p>24年3月</p>	<p>23年3月期に比べプラス判断</p>	<p>25年3月</p>	<p>中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握するため、金融機関の貸出態度を測定指標として選定した。</p>
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>事務事業</p>	<p>参考指標</p>	<p>参考指標の選定理由</p>				
<p>1 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮</p>	<p>—</p>	<p>—</p>				

3 中小企業の経営改善と事業再生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者及び住宅ローンの借り手に対する貸付条件の変更等の実施状況 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・法人向け規模別貸出残高(日本銀行「貸出先別貸出金」) ・業況判断D. I.、資金繰り判断D. I. (日銀短観) ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績(金額) ・金融検査結果事例集「金融円滑化編」の公表実績 ・金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の中小企業向け説明会の開催実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握するため、金融機関による貸付条件の変更実績、貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況、法人向け規模別貸出残高、業況判断D. I.、資金繰り判断D. I.、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績、金融検査結果事例集「金融円滑化編」の公表実績、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の中小企業向け説明会の開催実績を参考指標として選定した。 				
4 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	-	-				
5 金融機能強化法の適切な運用	-	-				
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		22年度 (百万円)	23年度 (百万円)			
関係機関等との連携強化に必要な経費	-	3 (3)	3	3	2	本庁職員が直接各財務(支)局へ中小企業金融円滑化の指導等を行うとともに、中小企業金融等のきめ細かな実態把握のためのヒアリング等を実施 当庁から各財務局等が実施する地域密着型金融に関する会議へ参加
中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進(旅費以外)	7	-	12	42	3	被災地において、東日本大震災の影響による中小企業・生活者の資金繰りの実情の把握、個別相談会、説明会の実施、被災者支援策の周知・広報を行う。併せて、被災地を中心に、円高による中小企業の経営・資金繰りに与える影響についても議論・意見交換を行い、要望等を取りまとめ金融機関にフィードバック。
中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進(旅費)	-	-	1	2	3	被災地において、東日本大震災の影響による中小企業・生活者の資金繰りの実情の把握、個別相談会、説明会の実施、被災者支援策の周知・広報を行う。併せて、被災地を中心に、円高による中小企業の経営・資金繰りに与える影響についても議論・意見交換を行い、要望等を取りまとめ金融機関にフィードバック。
個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費	7	-	27	633	3	東日本大震災において被災した個人債務者が私的整理をする際の弁護士費用等の補助(業務費のうち弁護士等の専門家への報酬及び郵送、交通、宿泊に要する費用の補助)

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備				担当課室名	総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供のあり方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するためのあり方を検討する。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。 【根拠】 ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日) ・日本再生の基本戦略(平成23年12月24日閣議決定) 等
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること				政策評価実施予定時期	平成25年8月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
-	-	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
-	-	-			-	-
事務事業	参考指標		参考指標の選定理由			
1 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託法制の見直し ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討	・以下のワーキング・グループの議論の進捗状況 「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」 「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」		・顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備の評価を行うにあたっては、達成度を測る適当な指標がないため、制度・環境整備に向けて各金融サービスの見直しを行うワーキング・グループの議論の進捗状況を参考指標として選定した。			
2 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備	・以下のワーキング・グループの議論の進捗状況 「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」		・個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備の評価を行うにあたっては、達成度を測る適当な指標がないため、国民の資産形成に寄与することを目的とした、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するための在り方について検討するワーキング・グループの議論の進捗状況を参考指標として選定した。			
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		22年度 (百万円)	23年度 (百万円)			
金融税制調査等経費	6	7 (6)	7	7	1、2	金融資本市場の活性化のための税制面の環境整備に向けた委託調査

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅲ-1)

<p>施策名</p>	<p>市場インフラの構築のための制度・環境整備</p>				<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局市場課、総務企画局企業開示課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するため、店頭デリバティブ取引及び国債取引・貸株取引に関する決済システム等の安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現を図ることとしている。 また、EDINETの整備を通じ、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることとしている。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。 また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。 【根拠】 ・「金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日)」 ・「金融審議会金融分科会基本問題懇談会報告～今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築～」(平成21年12月9日) ・「金融・資本市場に係る制度整備について」(平成22年1月21日) ・CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」(平成23年3月10日) ・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(平成23年12月26日)</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成25年8月</p>	
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>		<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>事務事業</p>	<p>参考指標</p>		<p>参考指標の選定理由</p>				
<p>1 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築</p>	<p>・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況</p>		<p>・本事務事業については、店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築に向け、所要の制度整備に取り組むことから、当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標が無いため、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況を参考指標として選定した。</p>				
<p>2 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築</p>	<p>・国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況 ・国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況</p>		<p>・本事務事業については、国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け、金融庁が市場参加者による取組みをサポートすることとしており、当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標がなく、市場参加者による国債取引、貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況が参考となるため、参考指標として選定した。 ・国際的な議論を踏まえた清算機関等への適切な監督の評価を行う際には、国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況が参考となるため、参考指標として選定した。</p>				

3 EDINETの整備		<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率 ・開示書類の提出会社数(内国会社) ・開示書類の提出件数 			<ul style="list-style-type: none"> ・投資者が投資判断を行うために必要な情報をEDINETが提供していることから、EDINETの稼働率を参考指標として選定した。 	
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		22年度 (百万円)	23年度 (百万円)			
店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム(仮称)関係経費	—	—	—	72	1	平成22年5月に成立した金商法改正法により導入された店頭デリバティブ情報の報告・蓄積・分析制度に対応するためのシステムを構築するもの。
有価証券報告書等電子開示システム整備経費	4	833 (833)	833	1,152	3	有価証券報告書等の電子開示システム(EDINET)の安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。
業務・システム最適化計画に基づく次世代「有価証券報告書等の電子開示システム」の開発に必要な経費	4	—	328	806	3	現行のEDINETについて、利用者の要望等を踏まえ、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のためのシステム開発を行い、機能の拡充を図るもの。
制度改正等へ対応するための経費	4	46 (16)	5	14	3	金融商品取引法の企業内容等の開示に係る制度改正等に対応するために、システム改修を行うもの。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅲ-2)

施策名	市場機能の強化のための制度・環境整備				担当課室名	総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室	
施策の概要	投資家が企業の財務情報等の投資判断に必要な情報を得られるような体制を整えることにより、公正・透明な金融・資本市場の維持と幅広い投資家の保護を図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	<p>「新成長戦略」においては、「金融戦略」が7つの戦略分野の1つと位置づけられ、金融の役割として、「実体経済を支えること」、「金融自身が成長産業として経済をリードすること」の2点が掲げられている。金融がこれらの2つの役割を十分に発揮するため、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行う。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日) ・日本再生の基本戦略(平成23年12月24日閣議決定)等 	
達成すべき目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること				政策評価実施予定時期	平成25年8月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-	-	-	-	-	
事務事業	測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-			-	-	
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由					
1 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設の推進	・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況	・本事務事業については、総合的な取引所検討チーム「取りまとめ」を踏まえた所要の制度整備を行うこととしており、当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標が無いため、同制度の新設・見直しに係る進捗状況を参考指標として選定した。					
2 機動的な資金調達等に資する制度整備	・有価証券の発行・流通状況 ・開示書類の提出会社数	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに発行される有価証券の状況を把握することにより、企業による資金調達の状況の把握が可能となり、また、その後の有価証券の流通状況を把握することにより、市場における資金調達環境を把握することが可能となるため、有価証券の発行・流通状況を参考指標として選定した。 ・企業が有価証券の募集等により資金調達を行う場合には、あらかじめ有価証券届出書や発行登録書等の開示書類を提出するため、その提出状況により、企業の資金調達の状況を把握することが可能となるため、開示書類の提出会社数を参考指標として選定した。 					
3 不動産投資市場の活性化	・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況	・本事務事業については、J-REIT市場の活性化のための制度整備を推進することとしており、当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標が無いため、同制度の新設・見直しに係る進捗状況を参考指標として選定した。					
4 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	-	-					
事務事業に関連する予算等の項目	補正後予算額(執行額)	24年度当初予算額(百万円)	関連する事務事業	項目の概要等			
(参考)レビューシート番号	22年度(百万円)	23年度(百万円)					
-	-	-	-	-			

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅲ-3)

<p>施策名</p>	<p>市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備</p>		<p>担当課室名</p>		<p>証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、インサイダー取引規制やディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を行うほか、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境整備を図ることとしている。また、情報の収集・分析、検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図ることとしている。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>		<p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。 【根拠】 ・我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)(平成21年6月30日) ・G20サミット首脳声明(平成21年9月24日、25日) ・新成長戦略(平成22年6月18日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日) ・大臣談話「IFRS適用に関する検討について」(平成23年6月21日) ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書(平成23年12月15日) ・金融商品取引法第26条、第177条、第210条 等</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>		<p>平成25年8月</p>	
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>事務事業</p>	<p>参考指標</p>	<p>参考指標の選定理由</p>				
<p>1 企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直し</p>	<p>・主な事務事業に掲げた制度の新設・見直しに係る進捗状況</p>	<p>・本事務事業については、金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書を踏まえ、インサイダー取引規制に関する制度について所要の整備を行うこととしており、当事務事業の評価を行うにあたって達成度を測る適当な指標が無い場合、同制度の新設・見直しに係る進捗状況を参考指標として選定した。</p>				
<p>2 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p>	<p>—</p>	<p>—</p>				
<p>3 自主規制機関との適切な連携</p>	<p>・金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況<内容・件数></p>	<p>・自主規制ルールの見直し等について、必要に応じて検討を行ったかどうかなど、自主規制機関との適切な連携状況の把握に資するため、金融サービス利用者相談室や業界団体等における相談等の受付状況を参考指標として選定した。</p>				
<p>4 市場規律の強化に向けた取組み</p>	<p>・証券取引等監視委員会による建議の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施状況<内容・件数> ・各種広報媒体への寄稿<内容・件数></p>	<p>・法規制や自主規制ルールの整備への寄与状況の把握に資するため、検査・調査等の市場監視活動から得られた検討課題等についての建議件数を参考指標として選定した。 ・市場規律の強化に向けた取組みへの寄与状況の把握に資するため、不正取引の未然防止を図ることを目的とした市場参加者等に対する講演会、意見交換会等の実施件数を参考指標として選定した。 ・市場規律の強化に向けた取組みへの寄与状況の把握に資するため、不正取引の未然防止を図ることを目的とした各種広報媒体への寄稿件数を参考指標として選定した。</p>				

5 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進	・企業会計審議会等における議論の展開状況 等		・国際的に高品質な会計基準の適用に向けた取組み状況の把握に資するため、国際会計基準の適用のあり方について議論をしている企業会計審議会等における議論の展開状況を参考指標として選定した。			
	・企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況		・国際的に高品質な会計基準の設定状況の把握に資するため、企業会計基準委員会(ASBJ)による会計基準設定状況を参考指標として選定した。			
	・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績		・国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進状況の把握に資するため、国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績を参考指標として選定した。			
6 包括的かつ機動的な市場監視	・取引審査実施状況<内容・件数>		・金融・資本市場全体に対する監視状況の把握に資するため、不公正取引の疑いのある取引等の審査件数を参考指標として選定した。			
	・情報受付状況<内容・件数>		・金融・資本市場全体に対する監視状況の把握に資するため、一般投資家や市場関係者等から受け付けた情報の受付件数を参考指標として選定した。			
	・証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間情報交換枠組み(MMOU)への署名当局<件数>		・グローバル化が進む金融・資本市場を監視するための環境の把握に資するため、証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間情報交換枠組み(MMOU)への署名当局件数を参考指標として選定した。			
7 不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施	・取引調査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令<内容・件数>		・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、不公正取引に対する勧告件数及び課徴金納付命令件数を参考指標として選定した。			
8 ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施	・開示検査に係る勧告の実施状況及び課徴金納付命令<内容・件数>		・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、ディスクロージャー違反に対する勧告件数及び課徴金納付命令件数を参考指標として選定した。			
9 犯則事件に対する厳正な調査の実施	・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数>		・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、犯則事件に対する告発件数を参考指標として選定した。			
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		22年度 (百万円)	23年度 (百万円)			
企業財務諸制度調査等経費	4	53	47	43	5	・国際会計基準の議論に関しての動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が国としての意見・立場の発信を行うもの。
証券取引等監視委員会一般事務費	—	39 (26)	50	33	6、7、 8、9	・海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組みや海外当局への職員派遣による人材育成等の証券取引等監視委員会所掌の一般事務を行うもの。
証券取引等監視経費 (犯則調査経費)	—	133 (73)	147	128	6、9	・不公正ファイナンスをはじめ、相場操縦、内部者取引、偽計等の犯則行為を含む金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、犯則調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行うもの。
証券取引等監視経費 (課徴金調査等経費)	—	21 (13)	18	38	6、7、8	・不公正取引に対して、迅速・効率的な取引調査を実施し、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行い、また、有価証券報告書の虚偽記載等に対しては、迅速・効率的な開示検査を実施し、法令違反が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を发出するよう金融庁に対し勧告を行うもの。
課徴金制度関係経費	—	5 (-)	4	3	7、8	・金融商品取引法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するためのもの。
証券取引等監視経費 (証券取引審査経費)	—	0.5 (0.2)	0.7	0.4	6	・金融・資本市場に関する様々な情報を幅広く収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引について取引審査を行うもの。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備				担当課室名	証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課
施策の概要	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態を把握を図ることとしている。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況を適切にフォローアップを図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。 【根拠】 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・平成24年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 ・金融商品取引法第51条、第56条2項 等
達成すべき目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること				政策評価実施予定時期	平成25年8月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
-	-	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-		-	-	
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由				
1 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施	・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数>	・金融商品取引法違反行為に対する対処状況の把握に資するため、金融商品取引業者等に対する行政処分の実施件数を参考指標として選定した。				
	・証券検査実施状況<内容・件数>	・金融商品取引業者等に対する検査の実施状況が効率的かつ効果的かどうかを把握するため、証券検査実施状況を参考指標として選定した。				
	・証券検査に係る勧告の実施状況<内容・件数>	・金融商品取引業者等に対する検査の実施状況が効率的かつ効果的かどうかを把握するため、証券検査に係る勧告の実施状況を参考指標として選定した。				
	・証券検査に係る通知の実施状況<内容・件数>	・金融商品取引業者等に対する検査の実施状況が効率的かつ効果的かどうかを把握するため、証券検査に係る通知の実施状況を参考指標として選定した。				
2 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携	-	-				
事務事業に関連する予算等の項目	補正後予算額(執行額)	24年度当初予算額(百万円)	関連する事務事業	項目の概要等		
	(参考)レビューシート番号	22年度(百万円)	23年度(百万円)			
検査等一般事務費	-	19(14)	21	27	1	金融商品取引業者等に対して、証券検査基本方針及び基本計画に基づき、効率的かつ効果的な検査を実施し、必要に応じ金融庁に対し勧告を行い、また、無登録業者等に対しては、金融商品取引法第187条に基づく調査を実施し、必要に応じ同法192条による裁判所への申立てを行うもの。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅲ-5)

<p>施策名</p>	<p>市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備</p>		<p>担当課室名</p>		<p>公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>		<p>公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】 ・公認会計士法第1条、第1条の2等</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>		<p>平成25年8月</p>	
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>		<p>-</p>	<p>-</p>	
<p>事務事業</p>	<p>参考指標</p>	<p>参考指標の選定理由</p>				
<p>1 監査基準等の整備に係る対応</p>	<p>-</p>	<p>-</p>				
<p>2 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督</p>	<p>・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数></p>	<p>・監査法人等の非違事例等について、法令に基づき処分を行うことは、類似事案の抑止等、適切な監督を実施する観点から重要であるが、その達成度を直接的に測る適当な指標がないため、処分の実施件数などを参考指標として選定した。</p>				
<p>3 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査</p>	<p>・日本公認会計士協会が行う監査法人等の監査業務の運営状況の調査(品質管理レビュー)に係る審査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する立入検査の実施状況<件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> 公認会計士・監査審査会のウェブサイトへのアクセス件数</p>	<p>・品質管理レビューの審査結果等に基づき、監査法人に対して検査を実施し、問題点を指摘することは、我が国の監査の品質の向上に資するものと考えられるが、その達成度を直接的に測る適当な指標がないため、審査・検査などの実施件数を参考指標として選定した。 ・審査会の事務事業に関して、その内容等を幅広く情報発信し、周知、啓蒙していくことも重要であることから、その状況を客観的に把握するものとして、関連するサイトへのアクセス件数を参考指標として選定した。</p>				
<p>4 海外監査監督当局との協力・連携</p>	<p>・海外監査監督当局との意見交換実績(国際会議への参加を含む) ・公認会計士・監査審査会のウェブサイトへのアクセス件数</p>	<p>・二国間協議の実施など、諸外国の監査監督当局との連携を強化することは、我が国の資本市場の信頼性向上や投資者保護に資するものと考えられるが、その達成度を直接的に測る適当な指標がないため、意見交換の実績を参考指標として選定した。 ・審査会の事務事業に関して、その内容等を幅広く情報発信し、周知、啓蒙していくことも重要であることから、その状況を客観的に把握するものとして、関連するサイトへのアクセス件数を参考指標として選定した。</p>				
<p>5 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進</p>	<p>・講演実績(広報活動) ・公認会計士・監査審査会のウェブサイトへのアクセス件数</p>	<p>・公認会計士試験を円滑に実施することや、多様な人々が受験するよう促していくことが、優秀な会計人材確保にもつながっていくものと考えられるが、その達成度を直接的に測る適当な指標がないため、講演実績を参考指標として選定した。 ・審査会の事務事業に関して、その内容等を幅広く情報発信し、周知、啓蒙していくことも重要であることから、その状況を客観的に把握するものとして、関連するサイトへのアクセス件数を参考指標として選定した。</p>				

事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		22年度 (百万円)	23年度 (百万円)			
公認会計士試験実施経費	5	86 (72)	※ 80	78	5	・公認会計士試験実施経費は、試験委員会議への出席に必要な旅費、問題作成等について試験委員に支給される手当、答案の採点等に係る諸謝金であり、試験を公正かつ確実に実施するために必要な経費。 ※流用額1,865千円含む
懲戒処分経費(参考人等旅費)	—	0 (-)	0	0	2	・公認会計士・監査法人に懲戒処分に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣(金融庁長官に委任。)は、職権をもって、必要な調査をすることができる。本調査は、公認会計士・監査法人に対して行うものであるが、必要に応じて、専門家の意見を求めるとの観点等から、参考人に来庁を要請することもあり、その際の旅費を負担するために必要な経費。
課徴金制度関係経費	—	2 (-)	2	2	2	・公認会計士法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保証するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するために必要な経費。
監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費	—	31 (22)	32	32	3、4	・公益又は投資者保護のため、監査事務所等に対し立入検査を実施する際に必要な経費(金融機関等検査旅費)。 ・国際会議に参加し、監査や検査に関する国際的な情報・意見交換を実施するほか、外国監査法人に対する検査等の準備のため、海外監査監督当局及び外国監査法人との打合せを実施するために必要な経費[職員旅費(外国旅費)、金融機関等検査旅費]。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅳ-1)

<p>施策名</p>	<p>国際的な政策協調・連携強化</p>				<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局企画課調査室、総務企画局市場課、監督局総務課、監督局総務課国際監督室</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資するため、国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献、国際的な金融規制改革のための政策協調及び金融機関の監督における海外監督当局との連携強化、マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策への対応などの取組みを図ることとしている。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制改革のための政策協調を推進するとともに、金融機関の監督について海外当局と更なる連携強化を図る。 【根拠】 ・金融・資本市場に係る制度整備について(平成22年1月21日) ・新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ(平成22年6月18日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて(平成22年12月24日)</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成25年8月</p>	
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>		
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>—</p>	<p>—</p>		
<p>事務事業</p>	<p>参考指標</p>			<p>参考指標の選定理由</p>			
<p>1 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献 2 国際的な金融規制改革のための政策協調及び金融機関の監督における海外監督当局との連携強化 3 マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策への対応</p>	<p>・金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 ・国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 ・金融協議の開催状況</p>			<p>・本施策については、目標の達成度を測定する適当な指標を設定することができないが、一方で、左記の状況を確認することにより、我が国の国際会議への積極的な参加や国際的な合意における成果等の実績を評価することができるため、参考指標として選定した。</p>			
<p>事務事業に関連する 予算等の項目</p>	<p>(参考) レビューシート番号</p>	<p>補正後予算額(執行額)</p>		<p>24年度当初 予算額 (百万円)</p>	<p>関連する 事務事業</p>	<p>項目の概要等</p>	
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策IV-2)

<p>施策名</p>	<p>アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調</p>				<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局総務課国際室</p>
<p>施策の概要</p>	<p>アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流の取組みを図ることとしている。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>アジアの経済成長、ひいては我が国経済の成長に資するといった観点から、我が国の金融・資本市場制度の普及等を通じて、アジア諸国の金融・資本市場の整備に協力する。併せて、規制緩和や市場開放を呼びかけていくなど、我が国企業・金融機関のアジア域内における事業展開を促進する。このため、アジア諸国が参加する国際会議、二国間協議等を開催し、また参加するとともに、アジア諸国の実態調査や金融行政担当者との人材交流を実施していく。 【根拠】 ・金融・資本市場に係る制度整備について(平成22年1月21日) ・新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ(平成22年6月18日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて(平成22年12月24日)</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成25年8月</p>
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>			<p>—</p>	<p>—</p>
<p>事務事業</p>	<p>参考指標</p>		<p>参考指標の選定理由</p>			
<p>1 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進</p>	<p>・金融協議の開催状況</p>		<p>・本施策については、目標の達成度を測定する適当な指標を設定することができないが、一方で、金融協議等の場において、アジア諸国における金融規制緩和の実現等、一定の具体的成果が得られており、実績を評価することができるため、参考指標として選定した。</p>			
<p>2 アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査及び金融行政当局との人材交流</p>	<p>・研修事業の実施実績</p>		<p>・本施策については、目標の達成度を測定する適当な指標を設定することができないが、一方で、アジア諸国の金融監督当局等に対する技術支援を通じて各国当局の能力向上を図るものであり、参加者からも高い評価を得ていることから、アンケートによる研修事業の実施実績を参考指標として選定した。</p>			
<p>事務事業に関連する予算等の項目</p>	<p>(参考)レビューシート番号</p>	<p>補正後予算額(執行額)</p>		<p>24年度当初予算額(百万円)</p>	<p>関連する事務事業</p>	<p>項目の概要等</p>
<p>金融機能安定確保に必要な経費 -アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調推進事業</p>	<p>3</p>	<p>—</p>	<p>50</p>	<p>32</p>	<p>1</p>	<p>・アジア諸国が参加する国際会議等を開催するための経費。 ・アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査。</p>
<p>経済協力に必要な経費 -新興市場国を対象とした金融行政研修 -国際開発金融機関協力経費</p>	<p>3</p>	<p>119 (93)</p>	<p>105</p>	<p>101</p>	<p>2</p>	<p>・金融行政担当者を対象とした研修事業の実施。 ・各国際機関(OECD、IAIS、IOSCO)の新興市場国向け技術支援のための拠出金。</p>

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅳ-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備				担当課室名	総務企画局政策課、監督局総務課
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革を推進するとともに、事前確認制度を適切に運用するための取組みを図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	金融を巡る状況の変化に応じ、規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。 【根拠】 ・日本再生の基本戦略(平成23年12月24日閣議決定)等
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること				政策評価実施予定時期	平成25年8月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
—	—	—	—	—	—	—
事務事業	測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
—	—	—			—	—
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由				
1 規制・制度改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「国民の声」に提出された提案への回答状況 規制・制度改革に関する閣議決定文書に盛り込まれた施策の進捗状況 金融業界との意見交換会の開催実績 	<ul style="list-style-type: none"> 規制・制度改革に関する当庁の検討・実施状況を示すものであるため、「国民の声」に提出された提案への回答状況、規制・制度改革に関する閣議決定文書に盛り込まれた施策の進捗状況を参考指標として選定した。 金融サービス提供者の要望等を把握する機会となる意見交換会の開催状況を示すものであるため、金融業界との意見交換会の開催実績を参考指標として選定した。 				
2 事前確認制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 	<ul style="list-style-type: none"> 金融行政の透明性・予測可能性の向上に資する制度等の活用状況を示すもので、金融サービス提供者の積極的な事業展開を可能にする環境の整備について進捗評価の参考となるため、ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数を参考指標として選定した。 				
事務事業に関連する予算等の項目	(参考)レビューシート番号	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	関連する事務事業	項目の概要等
—	—	22年度(百万円)	23年度(百万円)	—	—	—

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策Ⅳ-4)

施策名	金融行政についての情報発信の強化				担当課室名	総務企画局政策課広報室
施策の概要	金融行政についての情報発信を強化するため、金融行政に関する広報を充実するための取組みを図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	金融庁の政策目的である金融システムの安定、金融サービス利用者の保護・利便性の向上、公正・透明で活力ある市場の構築、を実現するためには、決定した施策・行政処分や注意喚起等を金融サービス利用者の特性に応じて迅速に周知を図る必要がある。 このためには、大臣・副大臣・政務官等による閣議後会見や重要施策についての会見等の実施、当庁のエントランスとも言えるウェブサイトの充実に加えて、twitter等の金融サービス利用者のニーズに合わせた情報発信の工夫や政府広報の活用等により、積極的に情報発信を行っていく。 また、金融の世界がグローバルに統合される中では、リーマンショック後相対的に健全な金融システムを維持してきた我が国金融行政に対して、高まる国際的な関心に応えるため、海外に向けて積極的に情報を発信していく。 【根拠】 ・「当面の政府の国際活動の基本方針について」(平成24年3月1日)
達成すべき目標	金融行政についての情報発信を強化すること				政策評価実施予定時期	平成25年8月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
—	—	—	—	—	—	—
事務事業	測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
—	—	—		—	—	
事務事業	参考指標		参考指標の選定理由			
1 金融行政に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁ウェブサイトの報道発表件数及びアクセス件数 金融庁ウェブサイトの(英語版)の報道発表件数及びアクセス件数 金融庁Twitterの発信回数及びフォロワー数 		金融行政に関する様々な広報活動のうち、定量的に把握が可能なため、参考指標として選定した。			
事務事業に関連する予算等の項目	補正後予算額(執行額)	24年度当初予算額(百万円)	関連する事務事業	項目の概要等		
	(参考)レビューシート番号	22年度(百万円)	23年度(百万円)			
資金決済法に基づく払戻手続周知に必要な経費	6	—	—	1	1	資金決済法に基づく前払式支払手段の払戻手続について、ポスターの作成・掲示等保有者への一層の周知を図るもの。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策IV-5)

施策名	金融経済リテラシー(基礎知識・活用能力)の向上のための環境整備				担当課名	総務企画局政策課	
施策の概要	金融経済リテラシーが向上するため、金融経済教育の推進に係る取組みを図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	<p>高齢社会の到来、雇用形態の変容といった経済・社会の変化の中で、個人が様々な金融取引、金融資産の運用について、自らの責任で意思決定する期間・機会が人生の中で増加していることから、金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をするなどの金融トラブルを回避する必要性が高まっている。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人一人が、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し意思決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身につけ、また、必要に応じその知識を充実することができる機会を提供するための環境を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日) 消費者基本計画(平成22年3月閣議決定) 	
達成すべき目標	金融経済リテラシーが向上すること				政策評価実施予定時期	平成25年8月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
1-1 金融経済教育の推進	・国民の金融知識の状況 ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	37.6	23	40	28	<p>・生活設計を行う上では、金融の基礎知識や各種金融サービスの特性を理解するなど金融経済リテラシーを身につける必要があるため、測定指標として選定した。</p> <p>・目標年度を5年後と設定して生活設計を有する家計の比率の上昇を図ることとし、基準値から1.65%(=0.33%(直近4年間の数値の変動の平均)×5年)高い目標値40%(基準値37.6+1.65=39.25⇒40)を目指すため、設定した。</p>	
事務事業	測定指標	目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
-	-	-		-	-		
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由					
1-2 金融経済教育の推進	・シンポジウムの開催実績 ・ガイドブックの配布実績	<p>・シンポジウムに参加した方が、金融知識習得の必要性等を感じ、シンポジウムの内容を理解することにより、金融経済リテラシーの向上に寄与すると考えられるため、参考指標として選定した。</p> <p>・金融知識をまとめたガイドブック等が広く普及・活用されることにより、金融経済リテラシーの向上に寄与すると考えられるため、参考指標として、選定した。</p>					
事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等	
		22年度 (百万円)	23年度 (百万円)				
金融行政の推進に必要な経費	6	20 (14)	15	17	1	・金融経済教育の充実を図るためのシンポジウムの開催、ガイドブック等の整備・普及	

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策1-(1))

施策名	金融行政を担う人材の確保と資質の向上				担当課室名	総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室
施策の概要	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図るため、国内外の関係機関や大学院等への派遣を通じた人材育成、各専門分野における計画的な人事・任用や民間専門家の積極的な採用・登用などの取組みを図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要である。 【根拠】 ・ベター・レギュレーション(金融規制の質的向上) ・金融・資本市場競争力強化プラン(平成19年12月21日)
達成すべき目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること				政策評価実施予定時期	平成25年8月
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
-	-	-	-	-	-	-
事務事業	測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
-	-	-			-	-
事務事業	参考指標	参考指標の選定理由				
1 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上 2 官民人材交流等の促進	・研修の実施状況 ・人材派遣等の状況 ・民間専門家の在職者数	・国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図ることとしていることから、「研修の実施状況」を参考指標として選定した。 ・国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図ることとしていることから、「人材派遣等の状況」を参考指標として選定した。 ・これまでも、高い専門知識を有する人材を積極的に任用するの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士等の専門家を積極的に採用・登用してきていることから、「民間専門家の在職者数」を参考指標として選定した。				
事務事業に関連する予算等の項目	補正後予算額(執行額)	24年度当初予算額(百万円)	関連する事務事業	項目の概要等		
	(参考)レビューシート番号	22年度(百万円)	23年度(百万円)	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策2-(1))

施策名	学術的成果の金融行政への導入・活用				担当課室名	総務企画局企画課研究開発室	
施策の概要	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学の連携強化に係る取組みを図ることとしている。				目標設定の考え方・根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る。	
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること				政策評価実施予定時期	平成25年8月	
事務事業	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-	-	-	-	-	
事務事業	測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
-	-	-			-	-	
事務事業	参考指標			参考指標の選定理由			
1 金融行政の参考となる調査研究の実施	・調査研究分析成果の作成実績(研究論文・レポート等の本数・分野数)			・金融に関する様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その成果を国内外に適切に情報発信するとともに、行政運営に適切に活用するため、参考指標として選定した。			
2 産・官・学の連携強化	・コンファレンス、研究会・勉強会等の開催実績			・金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の垣根を超えて人材交流等を通じた調査研究を進めるため、参考指標として選定した。			
事務事業に関連する予算等の項目	(参考)レビューシート番号	補正後予算額(執行額)		24年度当初予算額(百万円)	関連する事務事業	項目の概要等	
金融庁共通費(国際コンファレンス経費、金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費)	-	22年度(百万円) 11 (4)	23年度(百万円) 16 (10)	15	1、2	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等について、官学を中心とした国際コンファレンスを開催。 ・研究官・特別研究員の研究テーマについて、各界の有識者及び庁内職員を集め、情報収集と議論を重ねる研究会等を発足・運営する。 ・特別研究員等の調査・研究を研究成果報告書として取りまとめる。取りまとめた研究成果報告書については、研究をより有益なものへと高め、金融庁内外を問わず議論を喚起することが重要であることから、金融研究センターウェブサイトに掲載し積極的に情報発信を行う。 	

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策3-1)

<p>施策名</p>	<p>金融行政における情報システムの活用</p>		<p>担当課室名</p>		<p>総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課</p>	
<p>施策の概要</p>	<p>早期に最適化を実施し、業務の効率化を図るため、情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化、情報セキュリティ対策の推進のための取組みを図ることとしている。</p>		<p>目標設定の考え方・根拠</p>		<p>「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】 ・「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)等</p>	
<p>達成すべき目標</p>	<p>早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>		<p>平成25年8月</p>	
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>1 業務・システムの最適化の実施</p> <p>(ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」</p> <p>(イ) EDINET</p> <p>(ウ)「金融庁行政情報化LANシステム」</p>	<p>①・経費削減額 ・業務処理時間の短縮</p> <p>注</p> <p>(ア)単年度で約2.1億円(3年間で約6.2億円、いずれも試算値。以下、「単年度(3年間)」の試算値を示す。)の経費の削減及び約9,450日(3年間で約28,350日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。</p> <p>(イ)運用契約の見直しを行なうことによって、約1.6億円(4年間で約6.4億円)の削減が見込まれる。</p> <p>(ウ)単年度で約8百万円(6年間で約50百万円、いずれも試算値。)の経費の削減及び約100日(6年間で約600日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。</p>	<p>7.0億円;-</p> <p>7.3億円</p> <p>5.54億円;-</p>	<p>平成20年度</p> <p>平成24年度</p> <p>平成20年度</p>	<p>4.9億円;約9,450日</p> <p>5.7億円</p> <p>5.46億円;100日</p> <p>(詳細については、注を参照。)</p>	<p>平成25年度</p> <p>平成29年度</p> <p>平成25年度</p>	<p>・最適化計画の改定時に現行システムからの経費削減等による効果を目指して選定した。</p>
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
<p>2 情報セキュリティ対策の推進</p>	<p>・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備状況</p>	<p>・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する。</p>		<p>—</p>	<p>・実施状況の適切性を判断するためには、実際に発生した情報セキュリティ事案への対応状況を評価することが必要なため、測定指標として選定するとともに、目標として設定した。</p>	

事務事業に関連する 予算等の項目	(参考) レビュー シート番号	補正後予算額(執行額)		24年度当初 予算額 (百万円)	関連する 事務事業	項目の概要等
		22年度 (百万円)	23年度 (百万円)			
金融庁業務支援統合システムの開発 に必要な経費	—	15 (146)	280 (280)	210	1	<ul style="list-style-type: none"> ・当庁の主要業務である金融検査及び監督業務と証券取引等監視等に関する業務について、「金融検査及び監督業務並びに証券取引等監視等に関する業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月28日決定、平成20年8月7日改定、平成23年5月16日改定)を策定した。 ・本計画の狙いとしては、金融・証券市場の環境変化に迅速かつ柔軟に対応するために、業務・システムを見直し、IT(情報技術)を活用して関連部局間での情報連携を強化するなどにより、業務の一層の効率化を推進することにある。 ・具体的には、情報の利用を高度化する仕組みとして、金融検査・監督・証券取引等監視の3業務のデータベースの統合等を行い、関係部局間において情報の適時利用や情報連携の強化を行うこと等により、業務効率の向上を図ることとしている。 ・当該予算要求により、25年1月の稼動に向けてシステムの設計・開発を実施していくものである。

平成24年度実施施策に係る事前分析表

金融庁24(施策3-(2))

<p>施策名</p>	<p>災害等発生時における金融行政の継続確保</p>				<p>担当課室名</p>	<p>総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課</p>
<p>施策の概要</p>	<p>金融庁の業務継続体制の充実・強化のため、想定災害等発生時において金融システムの機能の維持を図るべく、下記の方針に基づいて、業務継続に向けた取組みを進めることとしている。 ① 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。 ② 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。</p>				<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>「首都直下地震対策大綱」において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。 【根拠】 ・「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月策定、平成22年1月修正中央防災会議)</p>
<p>達成すべき目標</p>	<p>金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること</p>				<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成25年8月</p>
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>事務事業</p>	<p>測定指標</p>	<p>目標</p>			<p>目標年度</p>	<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>			<p>—</p>	<p>—</p>
<p>事務事業</p>	<p>参考指標</p>		<p>参考指標の選定理由</p>			
<p>1 災害等発生時における金融行政の継続確保</p>	<p>「金融庁業務継続計画」の改定状況</p>		<p>・本計画は、金融システムを巡る環境の変化や金融庁の組織の変更等を踏まえ、絶えず見直すことが重要であり、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行うことを検討することとしているため、参考指標として選定した。</p>			
<p>事務事業に関連する予算等の項目</p>	<p>(参考)レビューシート番号</p>	<p>補正後予算額(執行額)</p>		<p>24年度当初予算額(百万円)</p>	<p>関連する事務事業</p>	<p>項目の概要等</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>22年度(百万円)</p>	<p>23年度(百万円)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>